別記(一)

従業員に檄す

諸君我等は同工場主の下に働いて居る鎮中部の労働者である 諸君も今迄知って居る如く我等は請負制度の下に従業して来た 従って定額賃金と云ふ固定した賃金はなく仕事のない時は丸遊びで一文も入らないのだ 請負仕事でもこの二、三ヶ月は三十五円が最高で最低が十五円位の収入しかないのです 之れでは嬶や小供を喰わせることが出来ないので我等鎮中部従業員は結束して去る(二十九日)に歎願書を提出した 然るに工場は支配人を以て何等誠意もなく突返へして来たのです 我々は断然ストライキを決行すべき手段をとり総労働者組合本部の応援を得て要求書を突付けた 今や我々の意志は石よりも堅く鉄の如き団結を以て斗争を開始した

同一工場主に搾られて居る諸君よ 君々の要求を貫徹さすため君々の力を結加するために君々に力を貸してくれ 之れこそは俺達働く者の任務だ 俺達の要求は俺達自身へのものではない 全従業員の要求だ 諸君よ今こそは かの家族主義の仮面をはがく好時機だ!

亀沢町四の五一　(日)総労働者組合 渡辺製作所争議団

別記(二)

職人を半殺しにする
工場主 渡辺専司の
家族主義を粉砕しろ

渡辺製作所争議団

5.7.9

労秘第一八〇三号

昭和五年六月十日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙蔵殿
社会局長官殿
大阪神奈川府県知事殿

渡辺工場ノ労働争議ニ関スル件(第三報)

要旨
一、争議団員ハビラ三種ヲ頒布工場主攻撃ヲ為ス
二、罷業職工三名ハ復職ヲ申出ツ
三、工場主ハ態度強硬ナリ

標記工場ノ労働争議ニ就テハ既報ノ處其後ノ経過左記ノ通リ

記